

発達の観点からみた療育相談のあり方に関する研究 一 発達障害の早期発見・早期介入の現状とその問題点 一

所属：神戸大学医学部精神神経科学教室

氏名：白瀧貞昭

松川悦之

要約：本年度の研究では発達の観点から見た望ましい療育相談の在り方について提案するための資料として、現在までの健診態勢、および、近い将来予定されている母子保健法改正後の健診態勢の現況を分析し、批判的検討を行った。発達障害の中でも知的発達、社会性発達、情緒発達、言語発達などの障害に焦点を当て、これら障害の早期発見・早期療育（介入）のための健診態勢のもつ問題点を明らかにした。

緒言：我々は3年間の研究期間で発達の観点から見た望ましい療育相談の在り方を提言し、実際に市町保健センターなどで用いることができるようにガイドブックの形にまとめることを本研究の目的としている。特に平成9年度からの「母子保健法」の改正実施に向けて、改正後の状況に合った療育の望ましい在り方を発達障害（中でも、知的、社会性、言語発達などの障害を中心とする）に関して提言するために、第一年目の本年度は早期発見・早期介入の現状の分析とその問題点の検討を行った。我々は発達障害の療育相談をとくに早期発見・早期介入との関連で考えるとこれからの市町における保健センターでの役割が非常に重要であると思うので、療育相談をこの市町保健センターで行うことを前提において考察した。

研究方法：我々はここ10年来、兵庫県明石市保健センターでの第一次スクリーニング後の精密健診に参加してきた。また、20年来、兵庫県美囊郡吉川町での前出生児の発達健診を行ってきた。ここでの経験から得られた知見を分析し、種々の検討を加えた。

結果：

1. 従来の日本の保健所での健診制度の問題点

健診では疾患、あるいは障害を早期に発見することが主としてなされてきたが、早期療育・介入が同じなされていなかったという欠陥があった。近年、この欠陥が各所で是正されてきたとはいえ、なおまだ不十分な面があった。

障害の発生、原因をめぐる理解の面で単純な医学的モデルしか採用されてこなかった。この医学的モデルでは障害の原因は先天性の脳を中心とする身体的要因にのみ求められる。つまり、発達にかかわる個体要因と環境要因の二要因のうち、後の環境要因の関与を十分に考慮してこなかったという欠陥があった。障害の原因が出生前の先天性要因にのみ規定されているとする決定論的モデルを採用するならば早期発見・早期療育の必要性は初めから否定されることになる。

2. 母子保健法改正後の問題点

県保健所と市町保健センターとの機能分担の問題

兵庫県ではハイリスク乳幼児のフォローは従来の県保健所で、ローリスク乳幼児のフォローは市町の保健センターで行うという機能分担が予定されているが、この機能分担はせっかく乳幼児、3才児健診などが一貫して市町の保健センターで行われようとしている新体制の中でその期待される機能を失うことになる。養育者側から見てもハイリスク児であっても地域の市町保健センターでのフォローを望むのである。

市町保健センター移管に伴う健診機能の劣化が憂慮される。より細かくされた市町の保健センターのすべてで優秀な健診スタッフを確保できるかの問題があろう。

3. 前方視的、縦断的発達フォローの際の問題点

態勢（場）：市町保健センターなどで適切な健診、介入の実施が果たして可能か。

健診の内容：検査項目をどのように設定するか

（発達依存性検査項目の設定）

どの時点で評価を行うべきか

（発達の非連続性との関係）

評価によって得られた結果の解釈

（正常・異常の単純二分法の欠陥）

(障害のリスクの診断と障害診断)

- 誰が健診を行うか：保健婦の責任性の問題、
健診に参加し得る医師の絶対
数の不足、医師会の主張

4. 両親への障害告知と精神的ケア・サポートの
問題点

・障害を持つ児の代理者としての両親に対するイン
フォームドコンセントを得る必要がある、また、
障害の告知に対しても段階的告知が必要

・医者が持つパターンリズムもまだ完全には払拭さ
れていない

・家族間援助能力の弱化の現状がある

・児の障害を告知された両親の不安・恐怖・絶望の
解消のための受け皿の必要性が痛感されている

・両親の真の意味での障害受容までにある時間がい
るし、多くのhospital shoppingを経験する、これに
対して関係機関の連携が必要。

5. 障害の早期発見と平行した療育指導・介入の必
要性

・市町保健センターでの能力の問題（不足）

・市町保健センターと連携できる専門機関の少なさ

・初期療育指導の

場、内容、指導原理の発見の必要性

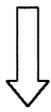
障害発生 of 「交互作用モデル」を採用すること
によって、初めて、たとえば発達初期の母子関係確
立を目標とする療育指導原理が理解される。しか
し、これにより、親を責めてしまうことになるとい
う問題も生じる。

考察：以上のような今年度の検討結果を次年度から
の望ましい療育相談の在り方を提言するために生か
していけるのではないかと思われる。本研究では療
育相談を市町の保健センターで行われるものに限っ
て検討しているが、もちろん他の機関、たとえば病
院、個人クリニックなどでもこの相談を受けること
もあるであろう。しかし、本研究主題である発達障
害の早期発見・早期療育に関していえば、やはり市
町の保健センター機能が最も主要な役割を演ずるこ
とになるので以上のような検討を加えたのである。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:本年度の研究では発達の観点から見た望ましい療育相談の在り方について提案するための資料として、現在までの健診態勢、および、近い将来予定されている母子保健法改正後の健診態勢の現況を分析し、批判的検討を行った。発達障害の中でも知的発達、社会性発達、情緒発達、言語発達などの障害に焦点を当て、これら障害の早期発見・早期療育(介入)のための健診態勢のもつ問題点を明らかにした。